

## ■ 付属資料

●付属資料 1 計画策定経過

年月日	項目	主な内容
令和4年5月30日	■第1回 尾道市地域公共交通協議会	・尾道市地域公共交通計画策定について
令和4年6月(書面)	■第2回 尾道市地域公共交通協議会	・みつぎ乗合タクシー運行内容の一部変更について(期間限定)
令和4年6月	◇市民アンケート調査 ◇高校事務局アンケート調査 ◇尾道市立大学生アンケート調査 ◇観光客アンケート調査	
令和4年6月9日、11日	◇路線バス、高速バス、 航路利用者アンケート調査	
令和4年6月～7月	◇百島、細島住民アンケート調査 ◇みつぎ乗合タクシー利用登録者 アンケート調査	
令和4年7月～8月	◇交通事業者ヒアリング調査 ◇行政ヒアリング調査	
令和4年8月25日	■第3回 尾道市地域公共交通協議会	・網形成計画の評価・検証、地域公共交通計画への対応方針 ・尾道市地域公共交通計画の目次構成、記載方針 ・尾道市の公共交通を取り巻く現状・問題点、課題
令和4年10月21日	□第1回 陸上交通分科会 □第1回 海上交通分科会	・網形成計画の評価・検証、地域公共交通計画への対応方針 ・尾道市地域公共交通計画の目次構成、記載方針 ・尾道市の公共交通を取り巻く現状・問題点、課題 ・現状・問題点、課題等の関係整理 ・施策・事業概要
令和4年11月2日	□陸上・海上交通事業者意見交換会	・施策、事業概要
令和4年11月25日	■第4回 尾道市地域公共交通協議会	・尾道市地域公共交通計画(素案)について
令和4年12月27日	■第5回 尾道市地域公共交通協議会	・尾道市地域公共交通計画(素案)について
令和5年1月23日～ 2月21日	◇パブリックコメント	・尾道市地域公共交通計画(素案)について
令和5年3月6日	■第6回 尾道市地域公共交通協議会	・尾道市地域公共交通計画(案)について

## ●付属資料 2 協議会規約

### 尾道市地域公共交通協議会規約

#### (目的)

第1条 尾道市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、これまでの尾道市地域公共交通会議をより発展させ、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

#### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県尾道市久保一丁目15番1号に置く。

#### (業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画及び計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 交通空白地有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

#### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長は相互を兼ねることはできない。

#### (会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 関係する公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 港湾管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 各種団体の代表
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体が必要と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第9条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができな

いと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 監査委員は、会長の指名する委員がこれに当たる。

2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第16条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月28日から施行する。

●付属資料 3 協議会・分科会委員名簿

尾道市地域公共交通協議会委員名簿

(令和4年10月1日現在)

区 分	団体又は機関等	役 職	氏 名	備 考
関係する公共交通事業者等	尾道地区旅客船協会	事務局長	柳井 裕志	
	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 広島支社	地域交通課長	山口 晃弘	
	一般社団法人 広島県タクシー協会	東部支部 副支部長	大崎 賢二	
	公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木 康秀	
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター	管理課長	鈴木 勝己	
道路管理者	尾道市建設部	部 長	小川 礼樹	
港湾管理者	広島県土木建築局港湾振興課	課 長	上場 慶一郎	
公安委員会	尾道警察署	交通課長	山田 隆二	
各種団体の代表	因島商工会議所	観光運輸委員長	松浦 政浩	
	尾道しまなみ商工会	理 事	穴戸 栄二郎	
	尾道商工会議所	副会頭	杉原 毅	
	私鉄中国地方労働組合	因の島バス支部 執行委員長	田頭 昭三	
住民又は利用者の代表	尾道市社会福祉協議会	会 長	加納 彰	
	尾道市PTA連合会	顧 問	高橋 武也	
	尾道市老人クラブ連合会	会 長	大谷 博章	
学識経験を有する者	福山市立大学都市経営学部	教 授	渡邊 一成	会長
地方公共団体が必要と認める者	中国運輸局因島海事事務所	次 長	田邊 真久	
	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	中井 孝司	
	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	川野 芳枝	
	広島県地域政策局交通対策担当	課 長	藤井 剛	
地方公共団体	尾道市企画財政部	部 長	中山 泰則	副会長

(敬称略)

## 尾道市地域公共交通協議会 陸上交通分科会名簿

(令和4年10月1日現在)

## &lt; 委員 &gt;

区 分	団体又は機関等	役 職	氏 名	備 考
関係する公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 広島支社	地域交通課長	山口 晃弘	
	一般社団法人 広島県タクシー協会	東部支部副支部長	大崎 賢二	
	公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木 康秀	
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター	管理課長	鈴木 勝己	
道路管理者	尾道市建設部	部 長	小川 礼樹	
公安委員会	尾道警察署	交通課長	山田 隆二	
各種団体の代表	因島商工会議所	観光運輸委員長	松浦 政浩	
	尾道しまなみ商工会	理 事	穴戸 栄二郎	
	尾道商工会議所	副会頭	杉原 毅	
	私鉄中国地方労働組合	因の島バス支部 執行委員長	田頭 昭三	
住民又は 利用者の代表	尾道市社会福祉協議会	会 長	加納 章	
	尾道市PTA連合会	顧 問	高橋 武也	
	尾道市老人クラブ連合会	会 長	大谷 博章	
学識経験を 有する者	福山市立大学都市経営学部	教 授	渡邊 一成	会長
地方公共団体が 必要と認める者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	川野 芳枝	
	広島県地域政策局交通対策担当	課 長	藤井 剛	
地方公共団体	尾道市企画財政部	部 長	中山 泰則	副会長

(敬称略)

< 事業者 >

区 分	事業者名
路線バス事業者	おのみちバス株式会社
	株式会社中国バス
	鞆鉄道株式会社
	本四バス開発株式会社
	因の島バス株式会社
タクシー事業者	備三タクシー株式会社
	尾道合同タクシー株式会社
	有限会社B & G
	因島タクシー株式会社
	大平交通株式会社
	田島タクシー有限会社
	瀬戸田タクシー有限会社
	美南タクシー
	岡山交通株式会社
	有限会社せとうち観光タクシー

(順不同、敬称略)

尾道市地域公共交通協議会 海上交通分科会名簿

(令和4年10月1日現在)

< 委員 >

区 分	団体又は機関等	役 職	氏 名	備 考
関係する公共交通事業者等	尾道地区旅客船協会	事務局長	柳井 裕志	
道路管理者	尾道市建設部	部 長	小川 礼樹	
港湾管理者	広島県土木建築局港湾振興課	課 長	上場 慶一郎	
各種団体の代表	因島商工会議所	観光運輸委員長	松浦 政浩	
	尾道しまなみ商工会	理 事	穴戸 栄二郎	
	尾道商工会議所	副会頭	杉原 毅	
住民又は利用者の代表	尾道市社会福祉協議会	会 長	加納 彰	
	尾道市PTA連合会	顧 問	高橋 武也	
	尾道市老人クラブ連合会	会 長	大谷 博章	
学識経験を有する者	福山市立大学都市経営学部	教 授	渡邊 一成	会長
地方公共団体が必要と認める者	中国運輸局因島海事事務所	次 長	田邊 眞久	
	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	中井 孝司	
	広島県地域政策局交通対策担当	課 長	藤井 剛	
地方公共団体	尾道市企画財政部	部 長	中山 泰則	副会長

(敬称略)

< 事業者 >

区 分	事業者名
航路事業者	土生商船株式会社
	弓場汽船株式会社
	おのみち渡し船株式会社
	有限会社家老渡フェリー汽船
	三光汽船株式会社
	株式会社瀬戸内クルージング
	備後商船株式会社
	福本フェリー株式会社
	有限会社マルト汽船
	芸予汽船株式会社

(順不同、敬称略)